

第 57 号議案

ふじみ野市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

ふじみ野市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成 27 年ふじみ野市条例第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。次条において「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

（地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準）

第 2 条 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準をもって、その基準とする。

（1）地域包括支援センターの職員及び当該職員の員数に関する基準 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次号において「省令」という。）

第 140 条の 66 第 1 号で定める基準

（2）前号以外の事項に関する基準 省令第 140 条の 66 第 2 号で定める基準（その他）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図るため、ふじみ野市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。